

12月25日(金)は固定資産税第3期の納期限です。

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	6月30日	6月1日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月25日	11月2日	
第4期		2月29日	2月1日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

12月は徴収強化月間です！

税の公平・公正を確保するため、税金の滞納について全県一斉に財産差押などの滞納処分を強化します。

沖縄県と共同で滞納整理を行います。

滞納整理の強化を目的に県税事務所から、徴収専門職員が配置されております。

納付する資力があるにもかかわらず、市税を引続き滞納する方に対して法律に基づいた調査の上、財産（預貯金・給与・不動産・自動車等の動産等）の差押を行います。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～256

付加年金をご存知ですか？

毎月の保険料(15,590円)に付加保険料(400円)を上乗せして納めている人は、将来の年金額に毎年加算されます。付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

受給額 = 老齢基礎年金額 + (200円×付加保険料納付月数)

〈例〉50歳から60歳まで付加保険料を納付すると

10年間(120月)で納付する額…… 400円×120月=48,000円

1年間で受け取る付加年金…… 200円×120月=24,000円

**受け取る年金額に
毎年加算されます。
大変お得な制度です！**

付加保険料は、申し込んだ月分から納付ができます。ご希望の方は、市役所年金係でお申込みください。ただし、次に該当する人は付加保険料を納付することができません。

- ① 現在、国民年金基金に加入している人
- ② 現在、保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けている人
- ③ 現在、第2号、第3号被保険者の人



問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線114・117

**2016年
宜野湾市**

新春の集い

日 時：1月5日(火) 18:00～20:00

場 所：ラグナガーデンホテル(羽衣の間)

会 費：3,000円

事前受付：12月25日(金)まで(土・日・祝日を除く)

受付時間 8:30～17:15
受付場所 市役所2階
秘書広報課秘書係

開催当日も会場にて受付いたします。

ステージパフォーマンスも盛りだくさん！

オキナワンサルサバンド

カチンバ4

合唱団の響き渡るハーモニー

女声コーラスエコー森の川

大謝名区自治会婦人会

による

「胆がなさ節」

問合せ：宜野湾市新春の集い実行委員会(秘書広報課 秘書係内) ☎893-4411 内線200